

諫早湾干拓事業潮受堤防排水門の開門調査を円滑にすすめるための

いわゆる有明海特措法の改正について

2009年10月

よみがえれ！有明訴訟弁護団

1 開門調査といわゆる有明海特措法改正の提案

現在、諫早湾干拓事業潮受堤防排水門の開門調査が社会的関心事となっている。

一方、有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律（いわゆる有明海特措法）は、有明海の環境の保全及び改善並びに水産資源の回復等による漁業の振興に関する計画の策定や事業の実施、調査について定めている。

開門調査は、同法に基づいて行われる他の調査と目的を共通にするものであり、同法により明確な法的根拠を与えられて実施されることが望ましい。

また、同法に基づく調査結果評価のための第三者機関として有明海・八代海総合調査評価委員会が設置されていたが、同委員会の所轄事務が同法成立から5年後の見直しに関連づけられていたため、成立から5年以上経過した現在、同委員会は活動を停止している。開門調査をはじめとした諸調査を有効に活用するためには、同委員会を再開し、評価のみならず、評価結果に基づいて必要な提言ができるようにすることが求められる。

よって、開門調査を有明海特措法に位置づけ、第三者機関たる評価委員会の適正な評価・提言を可能にするため、同法の改正を次のとおり提案する。

2 改正の内容

対象条文	改正前（下線部分を改正）	改正後（下線部分を改正）	理由
18条	1 国及び関係県は、有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興を図るため、次に掲げる調査を行うとともに、その結果を公表するものとする。 一 干潟と有明海及び八代海の	1 国及び関係県は、有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興を図るため、次に掲げる調査を行うとともに、その結果を公表するものとする。 一 干潟と有明海及び八代海の	開門調査がこの法律に基づく調査であることを明確にするため。

<p>海域の環境との関係に関する調査</p> <p>二 潮流、潮汐等と有明海及び八代海の海域の環境との関係に関する調査</p> <p>三 有明海及び八代海の海域に流入する水の汚濁負荷量と当該海域の環境との関係に関する調査</p> <p>四 有明海及び八代海の海域に流入する河川の流況と当該海域の環境との関係に関する調査</p> <p>五 土砂の採取と有明海及び八代海の海域の環境との関係に関する調査</p> <p>六 有明海及び八代海における赤潮、貧酸素水塊等の発生機構に関する調査</p> <p>七 有明海及び八代海の海域の環境と当該海域における水産資源との関係に関する調査</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、有明海及び八代海の海域の環境並びに当該海域における水産資源に関する調査</p> <p>2 国及び関係県は、前項各号に掲げる調査の推進等を図るための総合的な調査研究の体制の整備、赤潮の防除技術の開発その他の有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等に係る研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成等の措置並びに有明海及び八代海の海域に流入する水の汚濁負荷</p>	<p>海域の環境との関係に関する調査</p> <p>二 潮流、潮汐等と有明海及び八代海の海域の環境との関係に関する調査</p> <p>三 有明海及び八代海の海域に流入する水の汚濁負荷量と当該海域の環境との関係に関する調査</p> <p>四 有明海及び八代海の海域に流入する河川の流況と当該海域の環境との関係に関する調査</p> <p>五 土砂の採取と有明海及び八代海の海域の環境との関係に関する調査</p> <p>六 有明海及び八代海における赤潮、貧酸素水塊等の発生機構に関する調査</p> <p>七 有明海及び八代海の海域の環境と当該海域における水産資源との関係に関する調査</p> <p>八 <u>国営諫早湾干拓事業潮受堤防排水門を開門して行う調査</u></p> <p>九 前各号に掲げるもののほか、有明海及び八代海の海域の環境並びに当該海域における水産資源に関する調査</p> <p>2 国及び関係県は、前項各号に掲げる調査の推進等を図るための総合的な調査研究の体制の整備、赤潮の防除技術の開発その他の有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等に係る研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成等</p>
--	--

	量の総量の削減に資する措置を講ずるものとする。	の措置並びに有明海及び八代海の海域に流入する水の汚濁負荷量の総量の削減に資する措置を講ずるものとする。	
25条	<p>委員会は、<u>附則第三項の規定に基づいて行う見直しに関し、</u>次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 国及び関係県が第十八条第一項の規定により行う総合的な調査の結果に基づいて有明海及び八代海の再生に係る評価を行うこと。</p> <p>二 <u>前号に規定する事項に関し、主務大臣等に意見を述べる</u>こと。</p>	<p>委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 国及び関係県が第十八条第一項の規定により行う総合的な調査の結果に基づいて有明海及び八代海の再生に係る評価を行うこと。</p> <p>二 <u>前号の評価結果を踏まえ、</u>国及び地方自治体、<u>関係機関</u>に対し、<u>有明海・八代海の再生に係る提言を行うこと。</u></p>	<p>有明海・八代海総合調査評価委員会の活動を，開門調査を含む諸調査にかかるとして位置づけ，評価のみならず，必要な提言ができる権限を付与するため。</p>